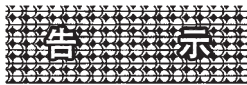


2 冷房又は暖房を利用する場合の利用料金

区 分		単 位	金 額
主道場	固定された観客席を利用する場合	1時間までごとに	円 6,400
	固定された観客席を利用しない場合	〃	3,400
柔道場		〃	1,100
剣道場			

スポーツ課



長野県告示第209号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年9月24日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字大河原1399、1425の1、1426の1、4576の4、4579の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県大町建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月24日

長野県大町建設事務所長 木下昌明

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 槍ヶ岳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市大字平2112番の685地先から 大町市大字平1916番の8地先まで	旧	7.3~15.1 m	0.2937 km
同 上	新	7.3~15.1	0.2937
		6.8~59.6	0.3241

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月24日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小川長野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市中条御山里字宮沢7242番の1 地先から 長野市中条御山里字南小手屋6990番 の4地先まで	旧	3.5~7.2 m	0.3254 km
同 上	新	7.0~34.6	0.3228

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月24日

長野県飯田建設事務所長 丸山 義 廣

- 1 路線名 152号
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡大鹿村大河原1775番の1地先から
下伊那郡大鹿村大河原1775番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和元年9月24日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月24日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1 路線名 小川長野線
- 2 供用を開始する区間
長野市中条御山里字宮沢7242番の1地先から
長野市中条御山里字南小手屋6990番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和元年9月24日

道路管理課

長野県計量検定所告示第1号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

令和元年9月24日

長野県計量検定所長 美谷島 和 浩

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
飯田市（上村及び南信濃地区を除く）、小諸市、伊那市のうち高遠及び長谷地区、駒ヶ根市、中野市のうち豊田地区、飯山市、塩尻市、佐久市のうち臼田地区、千曲市（上山田、戸倉、更級及び五加地区を除く）、東御市（北御牧地区を除く）、安曇野市、南佐久郡、小県郡、上伊那郡、木曾郡、東筑摩郡、上高井郡、下高井郡、下水内郡	11月6日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	長野市若里1丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 公用車庫
	11月7日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎 1階109号会議室
	11月8日（金）		

ものづくり振興課



公告

県営居谷里地区緊急耐震工事計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年9月24日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 縦覧に供する書類
県営居谷里地区緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和元年9月25日から令和元年10月24日まで
- 3 縦覧の場所